

(別表)

(未定稿)

【主要行等向けの総合的な監督指針】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
Ⅲ-2-3-2-5(5)	銀行の同一人に対する大口信用供与規制の特例の承認	銀行法第13条第1項	銀行法施行令第4条第7項	銀行法施行規則第14条の3第2項	審査
	銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する大口信用供与規制の特例の承認	銀行法第13条第2項	銀行法施行令第4条第10項	銀行法施行規則第14条の6第1項(第14条の3第2項を準用)	審査
V-2(2)	アームズ・レングス・ルール	銀行法第13条の2	-	銀行法施行規則第14条の8	審査
V-3-4	議決権の取得制限	銀行法第16条の3、第52条の24	-	銀行法施行規則第17条の6、第34条の20	審査
VII-1	銀行業への新規参入に係る免許	銀行法第4条	-	銀行法施行規則第1条の8	審査
VII-2	銀行主要株主の認可	銀行法第52条の9第1項	-	銀行法施行規則第34条の6	審査
VIII-3-2	銀行代理業の許可	銀行法第52条の36第1項	-	銀行法施行規則第34条の32	審査
VIII-3-4	銀行代理業者の兼業承認	銀行法第52条の42第1項	-	銀行法施行規則第34条の41	審査

【信託会社等に関する総合的な監督指針】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
3-2	信託業の免許	信託業法第4条第1項	-	信託業法施行規則第5条	審査
3-3-2	信託会社(管理型信託会社除く)の業務方法書の変更認可	信託業法第13条第1項	-	信託業法施行規則第24条	審査
3-3-3	運用型信託会社の常務に従事する取締役の兼職承認	信託業法第16条第1項	-	信託業法施行規則第26条	審査
3-3-4	運用型信託会社の兼業の承認	信託業法第21条第2項	-	信託業法施行規則第28条	審査
4-2 (3-2を準用)	運用型外国信託会社に対する免許	信託業法第53条第1項	-	信託業法施行規則第54条	審査
4-3 (3-3-2を準用)	運用型外国信託会社の業務方法書の変更認可	信託業法第13条第1項	-	信託業法施行規則第24条	審査
4-3 (3-3-3を準用)	運用型外国信託会社の常務に従事する取締役の兼職承認	信託業法第16条第1項	-	信託業法施行規則第26条	審査
4-3 (3-3-4を準用)	運用型外国信託会社の兼業の承認	信託業法第63条第2項で準用する第21条第2項	-	信託業法施行規則第28条	審査
5-2	管理型信託業の登録	信託業法第7条第1項	-	信託業法施行規則第12条	審査
6-2 (5-2を準用)	外国管理型信託会社の登録	信託業法第54条第1項	-	信託業法施行規則第57条	審査
8-2	特定大学技術移転事業承認事業者の登録	信託業法第52条第2項	-	信託業法施行規則第53条	審査
9-2	信託契約代理店の登録	信託業法第67条第1項	-	信託業法施行規則第69条	審査
10-2	信託受益権販売業者の登録	信託業法第86条第1項	-	信託業法施行規則第81条	審査
11-2	信託兼営認可	兼営法第1条第1項	-	兼営法施行規則第1条	審査
11-3-3	業務方法書の変更認可	兼営法第5条第1項	-	兼営法施行規則第24条	審査
11-3-5	議決権の取得制限	銀行法第16条の3第2項ただし書	-	銀行法施行規則第17条の6第10号	審査

【中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
Ⅲ-4-4	銀行の同一人に対する大口信用供与規制の特例の承認	銀行法第13条第1項	銀行法施行令第4条第7項	銀行法施行規則第14条の3第2項	審査
	銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する大口信用供与規制の特例の承認	銀行法第13条第2項	銀行法施行令第4条第10項	銀行法施行規則第14条の6第1項	審査
Ⅲ-4-5	アームズ・レングス・ルール	銀行法第13条の2	-	銀行法施行規則第14条の8	審査
Ⅲ-4-8	議決権の取得制限	銀行法第16条の3、52条の24	-	銀行法施行規則第17条の6、34条の20	審査
Ⅲ-4-12-2	銀行主要株主の認可	銀行法第52条の9第1項	-	銀行法施行規則第34条の6	審査
Ⅲ-4-15-2	株式等の引受け等の決定	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項、17条第1項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第5条、6条、7条、14条、15条、16条	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第10条、11条、41条、42条	審査
Ⅲ-4-15-3	経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第11条、21条	-	-	処分
Ⅳ-1-5-3	株式等の引受け等の決定	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第5条第1項、17条第1項	金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第5条、6条、7条、14条、15条、16条	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第10条、11条、41条、42条	審査
	信託受益権等の買取りの決定	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第28条第1項	-	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第73条第1号、第74条第1号	審査
Ⅳ-1-5-4(1)	経営強化計画の履行を確保するための監督上措置	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第11条、21条	-	-	処分
Ⅳ-1-5-4(2)	協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第32条	-	-	処分
Ⅳ-3-1-3	認可事項の審査に際しての留意点	中小企業等協同組合法第27条の2第1項、第51条第2項、第57条の3第3項、第62条第3項	-	-	審査
Ⅳ-3-2	銀行代理業の認可	銀行法第52条の36第1項	-	-	審査
Ⅳ-3-4	銀行代理業者の兼業承認	銀行法第52条の42第1項	-	銀行法施行規則第34条の41	審査
V-1-1-1	信用保証協会の設立認可申請の審査事項	信用保証協会法第6条第1項及び第2項	-	信用保証協会法施行規則第1条	審査
V-1-1-2	信用保証協会の解散認可申請の審査事項	信用保証協会法第23条第3項	-	信用保証協会法施行規則第4条	審査
V-1-1-3	信用保証協会の合併認可申請の審査事項	信用保証協会法第24条第3項	-	信用保証協会法施行規則第5条	審査
V-1-1-4	信用保証協会の定款変更認可申請の審査事項	信用保証協会法第33条	-	信用保証協会法施行規則第6条	審査
V-1-1-5	信用保証協会の業務方法書変更認可申請の審査事項	信用保証協会法第33条	-	信用保証協会法施行規則第7条	審査
V-1-1-6	信用保証協会の有価証券の取得承認認可申請の審査事項	信用保証協会法第22条	-	信用保証協会法第22条に基づく告示第6号	審査

【証券会社向けの総合的な監督指針】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
Ⅱ-2-3(3)②	内部管理モデル方式の承認	証券法第52条第1項	-	証券会社の自己資本規制に関する内閣府令第13条	審査
Ⅲ-2-1	証券業の登録	証券法第28条	-	証券会社に関する内閣府令第2条～5条の2	審査
Ⅲ-2-2-1	証券会社の業務の認可	証券法第29条～29条の4	-	証券会社に関する内閣府令第8条	審査
Ⅲ-2-2-2	その他業務の承認	証券法第34条第4項	-	証券会社に関する内閣府令第26条	審査
Ⅲ-2-2-3	弊害防止措置の承認	証券法第45条但書	-	証券会社の行為規制等に関する内閣府令第11条の3	審査
Ⅲ-2-4	業務に関する書類の一部記載省略等の承認	証券法第188条	-	証券会社に関する内閣府令第60条第3項	審査
V-2-1	金融機関の証券業務の登録	証券法第65条の2第1項	-	金融機関の証券業務に関する内閣府令第5条～第9条	審査
V-2-2	金融機関の有価証券の元引受業務及び有価証券店頭デリバティブ取引業務の認可	証券法第65条の2第3項で準用する第29条第1項	-	金融機関の証券業務に関する内閣府令第11条	審査
Ⅵ-4-1	証券金融会社の免許	証券法第156条の24第1項	証券法施行令第19の6	証券金融会社に関する内閣府令第1条、第1条の2	審査
Ⅵ-4-3	証券金融会社のその他兼業業務の承認	証券法第156条の27第3項	-	証券金融会社に関する内閣府令第2条	審査
Ⅵ-4-4	証券金融会社の業務内容方法の変更、資本金の額の減少の認可	証券法第156条の28第1項	-	金融会社府令第3条	審査
	証券金融会社の業務の廃止又は解散の決議、合併、営業譲渡若しくは譲受けの認可	証券法第156条の36	-	金融会社府令第4条	審査
Ⅶ-3	証券仲介業の登録	証券法第66条の2第1項	-	証券仲介業者に関する内閣府令第2条～第4条	審査
Ⅱ-2-3(3)②	内部管理モデル方式の承認	外証法第20条	-	外国証券会社に関する内閣府令第38条	審査
Ⅲ-2-1	外国証券会社の国内における営業の登録	外証法第3条～6条	外証法施行令第3条～7条	外国証券会社に関する内閣府令第10条～15条	審査
Ⅲ-2-2-1	外国証券会社の業務の認可	外証法第7条～9条	外証法施行令第8条、9条	外国証券会社に関する内閣府令第17条～20条	審査
Ⅲ-2-2-2	外国証券会社の支店のその他業務の承認	外証法第14条第1項	-	-	審査
Ⅲ-2-2-3	弊害防止措置の承認	外証法第14条第1項	-	外国証券会社に関する内閣府令第25条	審査
Ⅲ-2-4	業務に関する書類の一部記載省略等の承認	外証法第21条	-	外国証券会社に関する内閣府令第39条第1項	審査

【金融先物取引業者向けの総合的な監督指針】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
Ⅲ-2-1	金融先物取引業の登録	金融先物取引法第56条	-	金融先物取引法施行規則第8条～第12条	審査
Ⅲ-2-2-1	金融先物取引業者の兼業承認	金融先物取引法第65条第2項	-	金融先物取引法施行規則第16条の2	審査
Ⅲ-2-5	金融先物取引責任準備金の取り崩し承認	金融先物取引法第81条第2項	-	-	審査
Ⅱ-2-3(3)②	内部管理モデル方式の承認	金融先物取引法第82条第1項	-	金融先物業者の自己資本規制に関する規則第13条	審査

【保険会社向けの総合的な監督指針】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
Ⅱ-2-1-4(6)	価格変動準備金の取崩し	保険業法第115条第2項	-	-	審査
Ⅲ-2-4	アームズ・レングス・ルール	保険業法第100条の3、194条	保険業法施行令第14条、29条	保険業法施行規則第54条、134条	審査
Ⅲ-2-6-1	「契約条件の変更の申出」	保険業法第240条の2第3項	-	保険業法施行規則第196条	審査
Ⅲ-2-6-4	「契約条件の変更に係る承認」	保険業法第240条の11	-	保険業法施行規則第200条	審査
Ⅲ-2-10	議決権の取得制限	保険業法第107条第2項	-	保険業法施行規則第58条の3	審査
Ⅲ-2-11	保険相互会社における社員配当規制の適用免除	保険業法第58条第5項	-	保険業法施行規則第25条	審査
Ⅲ-2-16	基金の再募集	保険業法第126条第2号	-	保険業法施行規則第84条	審査
Ⅳ	保険商品審査上の留意点等	保険業法第3、5、123、207条、270条の6第2項	-	保険業法施行規則第11、12条	審査
V-1-6	保険仲立人の登録拒否	保険業法第289条	-	-	審査

【系統金融機関向けの総合的な監督指針】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
Ⅲ-4-4	大口信用供与の特例承認	農業協同組合法第11条の4第1項ただし書き又は農林中央金庫法第58条第1項ただし書き	農業協同組合法施行令第1条の6第8項又は農林中央金庫法施行令第5条第8項	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第18条第1項及び第2項並びに農林中央金庫法施行規則第28条第3項	審査
	連結ベースの大口信用供与の特例承認	農業協同組合法第11条の4第2項又は農林中央金庫法第58条第2項ただし書き	農業協同組合法施行令第1条の6第9項又は農林中央金庫法施行令第5条第9項	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第21条第1項又は農林中央金庫法施行規則第31条第1項	審査
Ⅲ-4-5	アームズ・レングス・ルール	農業協同組合法第11条の5ただし書き又は農林中央金庫法第59条ただし書き	-	農業協同組合法施行規則第7条又は農林中央金庫法施行規則第33条	審査
Ⅲ-4-14-3	株式等の引受け等の決定	金融機能強化法第5条第1項、17条第1項	金融機能強化法施行令第5条、6条、7条、14条、15条、16条	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第10条、11条、41条、42条	審査
Ⅲ-4-14-4	経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第11条、第21条	-	-	処分
Ⅳ-3-1	事業譲渡の認可	農業協同組合法第50条の2第3項及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第27条	-	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第50条第2項	審査
Ⅳ-3-2	業務代理の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第3項	-	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則第11条第2項	審査
Ⅳ-5	信用事業規程の承認	農業協同組合法第11項第1項	-	-	審査
	信用事業規程の変更又は廃止の承認	農業協同組合法第11項第3項	-	-	審査
Ⅳ-6-1	議決権の取得制限の特例承認	農業協同組合法第11条の46及び第11条の48並びに農林中央金庫法第73条第2項	-	農業協同組合法施行規則第64条第2項、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第42条第2項又は農林中央金庫法施行規則第46条第2項	審査

【漁協系統信用事業における総合的な監督指針】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
Ⅲ-4-3	大口信用供与の特例承認	水産業協同組合法第11条の8第1項ただし書き	水産業協同組合法施行令第9条第8項	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第16条	審査
	連結ベースの大口信用供与の特例承認	水産業協同組合法第11条の8第2項ただし書き	水産業協同組合法施行令第9条第9項	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第19条	審査
Ⅲ-4-4	アームズ・レングス・ルール	水産業協同組合法第11条の9ただし書き	-	漁業協同組合等の信用事業に関する命令第22条	審査
Ⅲ-4-10-3	株式等の引受け等の決定	金融機能強化法第5条第1項、17条第1項	金融機能強化法施行令第5条、6条、7条、14条、15条、16条	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第10条、11条、41条、42条	審査
Ⅲ-4-10-4	経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等	金融機能の強化のための特別措置に関する法律第11条、第21条	-	-	処分
Ⅲ-4-11	役員等の兼職又は兼業の特例承認	水産業協同組合法第35条の2第1項ただし書き	-	-	審査
Ⅲ-4-13-2	信託兼営認可	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項	-	-	審査
Ⅲ-4-13-3-3	信託業務の業務の種類及び方法の変更認可	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第5条	-	-	審査
Ⅲ-4-13-3-5	議決権の取得制限の特例承認	水産業協同組合法第17条の3第2項ただし書き	-	-	審査
Ⅲ-4-14	業務代理の認可	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第42条第3項	-	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則第11条第2項	審査

【事務ガイドライン第三分冊】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
3-4-1	貸金業者の業務停止	貸金業規制法36条	-	-	処分
4-1-1	抵当証券業の登録	抵当証券業規制法8条	-	抵当証券業規制法施行規則5条の2	審査
	抵当証券業の登録更新	抵当証券業規制法4条	-	抵当証券業規制法施行規則5条の2	審査
5-4-2(2)	第三者型発行者の登録	前払式証券規制法9条1項2号	-	-	審査
5-4-2(3)	第三者型発行者の登録	前払式証券規制法9条1項6号	-	前払式証券規制法施行規則11条の3	審査
6-2-1	商品投資販売業者の許可	商品ファンド法3条	-	-	審査
	商品投資販売業者の許可の有効期間の更新	商品ファンド法8条1項	-	-	審査
6-2-2	商品投資販売業者の業務の種類及び方法の変更等の認可	商品ファンド法第9条	-	-	審査
7-2-3	不動産特定共同事業者の業務の変更等の認可	不動産特定共同事業法9条1項	-	-	審査
7-2-3	不動産特定共同事業者の事務所追加設置の認可	不動産特定共同事業法9条2項	-	不動産特定共同事業法施行規則17条	審査
11-2-2(2)②	登録拒否事由の審査	確定拠出年金法第88条第1項	-	確定拠出年金運営管理機関に関する命令第1条～第4条	審査

【投資信託委託業者及び投資法人等の監督等に当たっての留意事項について】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
1-1	投資信託委託業者の認可	投信法第6条、8条、9条	-	投信法施行規則第11条、12～14条	審査
2-10	兼業の承認	投信法第34条の11第1項	-	-	審査

【証券投資顧問業者の監督等に当たっての留意事項について】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
1-2	投資顧問業者の登録	顧問業法第4条、5条	顧問業法施行令第3条	顧問業法施行規則第1条～4条	審査
3-1 3-2 3-3	投資一任契約に係る業務の認可	顧問業法第24条～27条	-	顧問業法施行規則第27条、27条の3～27条の5	審査
3-7	取締役の兼職の承認	顧問業法第30条	-	顧問業法施行規則第29条	審査
3-8	投資顧問業、投資一任契約に係る業務、投資信託委託業、投資法人資産運用業、証券業及び信託業務以外の業務の兼業の認可	顧問業法第31条第1項但書	-	顧問業法施行規則第30条	審査
3-9	証券業又は信託業務の兼業の認可	顧問業法第31条第2項	-	顧問業法施行規則第30条の2	審査

【農業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
1	設立認可	農業信用保証保険法第25条	-	-	審査
	解散認可	農業信用保証保険法第49条第2項	-	-	審査
	合併認可	農業信用保証保険法第48条の2第2項	-	-	審査
	事業譲渡又は事業譲受の認可	農業信用保証保険法第48条の9第3項	-	-	審査
	定款又は業務方法書の変更認可	農業信用保証保険法第45条第2項	-	-	審査
	区域変更の承認	農業信用保証保険法第4条	-	-	審査
	区域外業務の承認	農業信用保証保険法第8条第2項	-	-	審査

【漁業信用基金協会の監督に当たっての留意事項について】

該当項目	処分内容	根拠法	根拠政令	根拠規則	基準
1-1	設立認可	中小漁業融資保証法第49条	-	-	審査
	解散認可	中小漁業融資保証法第53条第2項	-	-	審査
	定款又は業務方法書の変更認可	中小漁業融資保証法第38条第2項	-	-	審査